

高知県におけるタイ向け輸出に係る選果こん包施設認証実施要領

(目的)

第1条 この要領は、タイ保健省告示(2017年386号)「特定生鮮野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」(以下「告示」という。)に基づき、高知県(以下「県」という。)が、農産物のタイ向けの輸出に係る選果こん包施設として認証するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 検査対象施設

農産物をタイ向けに輸出する県内の選果こん包施設(以下「施設」という。)を対象とし、一施設ごとに認証を行う。

(2) 認証

告示が定める認証基準を満たしている施設として、県が認め証明することをいう。

(3) 認証取得者

前号の規定により認証を取得した施設の責任者をいう。

(4) 認証基準

告示の附属文書2において定める基準をいう。

(5) 検査

認証基準を満たすか否かを判断するため、認証の申請があった施設において、県が検査を行うことをいう。

(認証の申請)

第3条 認証を申請することができる者は、農産物を県内において選果こん包する施設の責任者とする。

2 認証を受けようとする者は、別記様式第1号によるタイ向け輸出に係る選果こん包施設認証申請書に必要書類を添付し、検査を希望する日の2週間前までに県農産物マーケティング戦略課長に対して提出しなければならない。

(検査の実施)

第4条

(1) 検査日

検査日は、原則として認証申請書に記載された検査希望日とする。ただし、当該日において検査の実施が困難であると判断される場合には、県農産物マーケティング戦略課及び環境農業推進課と申請者で協議の上、別日において検査を実施することができる。

なお、検査は、選果こん包の実施期間中に限るものではない。

(2) 検査員

検査は、県農産物マーケティング戦略課及び環境農業推進課に所属する職員2名以上で行うものとする。

(3) 検査方法及び検査内容

検査員は、対象施設が認証基準を満たすか否かについて、告示の附属文書3において定めるチェックリスト及び採点基準に基づき、施設の目視による確認、マニュアル等の確認、施設の責任者へのヒアリング等により検査を行うものとする。

(4) 再検査の実施

検査の結果、認証基準を満たしていないことが確認された場合には、県農産物マーケティング戦略課と申請者で協議の上、再検査を実施することができる。なお、再検査は、初回の検査日から1か月以内に実施し、初回の検査時に「良い／普通」と判断された項目については、検査を省略できるものとする。

(5) 検査結果の開示

施設の責任者からの請求があった場合には、県農産物マーケティング戦略課長は検査結果を施設の責任者に対して開示するものとする。

(認証の通知及び証明書の失効年月日)

第5条 県農産物マーケティング戦略課長は、当該施設が認証基準を満たしていることが確認された場合には、別記様式第2号によるタイ向け輸出に係る選果こん包施設認証通知書に別記様式第3号によるタイ向け生鮮野菜・果物の輸出に係る適合証明書を添付の上、申請者に通知する。

なお、添付する証明書は原本証明を付した証明書の写しとし、原本は県が保管する。

2 前項の証明書の有効期間は3年間とし、発行日から起算して3年を経過した日を失効年月日とする。

3 本条第1項における証明書の写しの添付部数は、認証申請時に申請者が希望した部数とする。

4 証明書の発行日以降に、認証取得者が再度証明書の写しの発行を請求する場合は、別記様式第4号によるタイ向け生鮮野菜・果物の輸出に係る適合証明書(写し)発行申請書に必要事項を記載し、県農産物マーケティング戦略課長に提出するものとする。

(検査及び認証に係る費用)

第6条 検査及び認証に係る費用は、無償とする。

(証明書の目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第7条 認証取得者は、タイ向けの輸出時に輸出業者に対し提供する目的以外に、第5条第1項の証明書の写しを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(証明書記載事項の変更等)

第8条 認証取得者は、証明書の有効期間内において、認証内容に変更が生じた場合には、別記様式第5号によるタイ向け輸出に係る選果こん包施設証明書記載事項変更申請書により、県農産物マーケティング戦略課長に遅滞なく報告するとともに、未使用の証明書の写しを全て返却しなければならない。

2 県農産物マーケティング戦略課長は、前項の変更申請書を受理した場合、必要に応じて再検査を実施の上、証明書を再発行することができる。

なお、再発行された証明書の失効年月日は当初発行の証明書の失効年月日と同一とする。

(認証の取消)

第9条 県農産物マーケティング戦略課長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、当該認証を取り消し、別記様式第6号によるタイ向け輸出に係る選果こん包施設認証取消通知書により、認証取得者に通知する。

- (1) 認証取得者の取組が認証基準を満たしていないなど、不適切な事実が確認された場合
- (2) 認証取得者の申請内容に虚偽が判明した場合
- (3) 認証取得者が証明書を不正に使用した場合
- (4) その他、認証取得者が、本県産農産物の信頼性を著しく損なう行為をした場合

(申請書類等の保管及び保管期間)

第10条 県農産物マーケティング戦略課長は、認証に際し、申請書類（添付書類及びタイ向け輸出に係る選果こん包施設証明書記載事項変更申請書を含む。）の原本、タイ向け輸出に係る選果こん包施設認証通知書等（タイ向け輸出に係る選果こん包施設認証取消通知書を含む。）の写し、及び検査結果を保管するとともに、次の各項目を記載した別記様式第7号によるタイ向け輸出に係る選果こん包施設一覧表を作成・保管する。

- (1) 申請書類の受付年月日
- (2) 施設の名称、所在地及び連絡先
- (3) 施設の責任者の氏名、住所及び連絡先
- (4) 証明書に記載された品目
- (5) 証明書に記載された施設番号
- (6) 検査年月日（再検査を実施した場合には再検査年月日も含む。）
- (7) 検査者の所属及び職氏名
- (8) 検査結果点数（合計点）
- (9) 証明書の発行年月日
- (10) 証明書の失効年月日
- (11) 証明書の写しの発行状況
- (12) その他特記事項（認証内容の変更、認証取消年月日及びその事由等）

2 県農産物マーケティング戦略課長は、前号に規定する書類等一式について、証明書の発行日が属する年度の翌年度から起算し5年間保存する。

(苦情等への対応)

第11条 認証取得者は、この要領に基づく認証を取得した施設から出荷したタイ向け農産物に対する食品事故や苦情等について、対応できる体制を整備するとともに、誠意をもって対応しなければならない。

2 食品事故等が発生した場合は、出荷品目の回収等を最優先に行い、被害を最小限にとどめるように対処するとともに、原因を究明し再発防止に努めるものとする。

(認証、認証の取消し及び廃止又は認証の有効期間の満了に係る国への報告)

第12条 県は、施設の認証、認証の取消し及び廃止又は認証の有効期間が満了した施設があった場合に

は、農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定 第3の2の（1）の別表2の別紙TH・P1）及びタイ向け輸出青果物の取扱要綱の5の5－5の規定に基づき、国が定める様式により取りまとめ、翌月8日までに中国四国農政局長に報告するものとする。

（認定施設の確認）

第13条 県は、タイ向け輸出青果物の取扱要綱の5の5－1の規定に基づき認定された施設について、当該施設の認定書の有効期間の間、1年ごとに適合施設の確認を行うものとする。

（疑義の決定等）

第14条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて県農産物マーケティング戦略課長と協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和元年11月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月8日から施行する。